

全国書誌通信

No. 123

2006. 3. 31

国立国会図書館

平成 17 年度書誌調整連絡会議報告

平成 17 年 11 月 17 日、国立国会図書館（東京本館）において「平成 17 年度書誌調整連絡会議」を開催しました。この会議は、書誌データの作成および提供に関する諸事項について関係機関と協議を行い、国内の書誌調整および書誌データの標準化を図ることを目的とするものです。今回は特定のテーマを設けず、書誌データおよび書誌調整について、当館および国内外の現状、課題等を提示し、意見交換を行いました。

<平成 17 年度書誌調整連絡会議 出席者>

上田 修一	慶應義塾大学文学部教授
岡田智佳子	国立情報学研究所
鏡 文子	東京都立中央図書館
金中 利和	日本図書館協会分類委員会委員長
金子 昌嗣	早稲田大学図書館
柴田 正美	日本図書館協会件名標目委員会委員長、帝塚山大学心理福祉学部教授
永田 治樹	日本図書館協会目録委員会委員長、筑波大学大学院図書館情報メディア研究科教授
早坂 信子	宮城県図書館
宮澤 彰	国立情報学研究所人間・社会情報学研究系教授

百足山昌子	株式会社日販図書館サービス
吉田絵美子	株式会社図書館流通センター
渡邊 隆弘	神戸大学附属図書館

(以上敬称略、五十音順)

(国立国会図書館)

村上 正志	書誌部長
安嶋 和代	書誌部司書監
中井万知子	書誌部書誌調整課長
横山 幸雄	書誌部書誌調整課課長補佐
鈴木 智之	書誌部書誌調整課課長補佐
稲濱みのる	書誌部逐次刊行物課課長補佐

目 次

平成 17 年度書誌調整連絡会議報告	1
個人名標目の選択・形式基準	8
JAPAN/MARC データにおける ISBN13 桁化への対応について	24
日本全国書誌・JAPAN/MARC 統計	25

以下に、主な内容をご紹介します。

【報告(1) 国立国会図書館(NDL)の書誌データの作成と提供】

1 全体報告

中井万知子(書誌部書誌調整課長)

この10年、当館の書誌データの提供は、MARC(機械可読目録)、CD-ROMなどによるデータの頒布から、インターネットによるOPAC(オンライン閲覧目録)での提供へ大きく比重が移ったと言える。平成8年に約10万件でスタートしたインターネットでの書誌検索は、平成14年10月、関西館開館時に公開したNDL-OPACによって、雑誌記事索引データも含めて拡大し、平成16年度末現在で1,394万件が利用可能になっている。その背景にはインターネットとともに進展してきた電子図書館の動向があり、また、関西館、国際子ども図書館開館など当館自体の大きな変化があった。

機能面では、平成10年から開発された「電子図書館基盤システム」が順次稼働し、各種資料の書誌データ作成・提供がこのシステムで一元的に行われることになった。また、平成14年4月の組織再編により、「書誌部」が発足し、組織面でも書誌に関する業務がかなり集約されることになった。平成16年度には、関西館開館後の館の方向性を明確にするために「国立国会図書館ビジョン2004」が策定され、書誌データの作成・提供についてもサービス基準等を具体的に設定しながら業務に取り組んでいる。

こうした動きの中で、遡及入力も含めて書誌作成の拡大とその公開に進展をみたことは成果と言える。また、遠隔サービスなど館の新しいサービスにおいて、書誌データの整備がその基盤として目に見えるかたちになったことは大きい。

一方で、書誌データの共有という観点では、外部機関におけるJAPAN/MARCデータ等の活用が十分行われているとは言えず、外部OPACとの横断検索などシステム間の連携についても優先的な対応ができなかった。電子情報への対応についても、たとえば電子形態に移行した雑誌等の書誌データについて検討が必要であり、デジタルアーカイブへの対応を進めていかななくてはならない。

書誌データの標準化を進める書誌調整についても、本来的な役割を果たすため、ツール類の共有化など具体的な活動を強めることが課題である。

2 書誌調整をめぐる平成17年度の主な話題

鈴木智之(書誌調整課課長補佐)

①目録情報に関わる個人情報の保護への対応

平成17年4月から、「個人情報の保護に関する法律」を始めとする個人情報保護関連五法が全面施行された。当館では目録情報における個人情報の扱いについての方針をとりまとめた。この方針は、「目録情報と個人情報について」として当館ホームページで公開している。(詳細は当館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/personal.html>>および『全国書誌通信』No.122(2005.11.30)を参照)

②JAPAN/MARCの改訂

JAPAN/MARCフォーマットを改訂し、平成18年4月から「JAPAN/MARC2006フォーマット

ト」として提供を開始する。今回は、音楽録音資料および映像資料を新規に収録するための改訂が中心となっている。

③ISBN13 桁化への対応

2004年10月、ISBNの国際年次総会において、2007年以降のISBNの規格を10桁から13桁に改訂することが決議された。これを受けて、書誌データ作成における対応方針を策定中である。また、NDL-OPACの検索機能を改修し、平成19年1月から提供する予定である。

④メタデータおよび関連する検討

現在、当館ではデジタルアーカイブポータル構築に向けてプロトタイプを開発し、実験を行っている。このプロトタイプのコンテンツに書誌データを加えるにあたって、JAPAN/MARCからダブリンコアベースのメタデータへのマッピングを調整中である。また、典拠データを活用した統制語辞書をポータルに組み込むことを前提に、典拠データのXML化についても検討を開始した。これらと並行して、平成13年3月に策定した「国立国会図書館メタデータ記述要素」についても、包括的かつ実用的な見地からの改訂作業を行っているところである。

【報告(2) 国内の動向】

1 日本図書館協会(JLA) 目録委員会からの報告

永田治樹(JLA 目録委員会委員長)

平成17年8月に『日本目録規則1987年版改訂2版 追加および修正』を刊行。第13章のタイトルを「逐次刊行物」から「継続資料」に改め、対象をウェブサイト等の更新資料に広げた。さらに目録規則改訂に向け、メタデータ基準の進展等に即して設計方針を組み立てているところである。

2 日本図書館協会(JLA) 分類委員会からの報告

金中利和(JLA 分類委員会委員長)

日本十進分類法新訂10版刊行に向けた9版改訂の基本方針、作業体制および改訂の具体的なスケジュールを策定し、『図書館雑誌』2004年4月号で提示した。

3 日本図書館協会(JLA) 件名標目委員会からの報告

柴田正美(JLA 件名標目委員会委員長)

基本件名標目表第4版の追加標目候補(案)を日本図書館協会のウェブサイトで逐次公表し、関係者に意見を求めている。その結果を集約し、改訂作業を継続していく。

4 NACSIS-CAT(1984~2005) 最近の動向

岡田智佳子(国立情報学研究所)

2000年、目録システムの多言語対応を開始。中国語、韓国・朝鮮語、アラビア語等の入力があるNACSIS-CATのデータベース上で可能となった。また、Z39.50ゲートウェイにより海外の書誌ユーティリティと接続し、ユーザーを支援している。

【報告(3) 国外の動向】**1 国際図書館連盟(IFLA) 目録分科会等の動向**

稲濱みのる(逐次刊行物課課長補佐)

2005年8月13日から19日まで、ノルウェーの首都オスロで第71回IFLA大会が開催され、目録分科会連絡委員として参加した。目録分科会常任委員会は、日本に対して、2006年韓国ソウル大会での発表を期待している。(詳細は『国立国会図書館月報』No.537(2005.12)を参照)

2 韓国国立中央図書館開館60周年記念シンポジウム

横山幸雄(書誌調整課課長補佐)

2005年10月18日、同図書館において、米国議会図書館目録政策・支援室長ティレット博士と、中国、韓国、日本から各2名(目録規則関係者、全国書誌関係者)の計7名が「21世紀の目録・全国書誌政策」をテーマに発表を行った。(詳細は同図書館ホームページ<<http://www.nl.go.kr/symposium/eng/>>(2006-3-6現在)を参照)

【コメント】**1 上田修一(慶應義塾大学教授)****①典拠管理の現状**

個人情報保護と目録情報については、日本図書館協会目録委員会、国立国会図書館のいずれも個人情報保護法施行に関連して目録作成、特に典拠管理の方針を表明しているが、個人情報保護と目録の結びつきが意外であった。個人情報保護法は、設置主体により適用は異なるので、各種図書館における個人情報への対応の差異が懸念される。

また、個人情報問題となる典拠管理自体がどの程度行われているのかが問題である。米国の大学図書館における典拠管理の現状についての調査では、半数の図書館が館内ですべて典拠管理を行っていた。日本で同様の調査を行えば、実施率はかなり低いと思われる。NACSIS-CAT/ILLに関する「書誌ユーティリティ課題検討プロジェクト最終報告」では、総合目録の品質の低下が指摘されており、目録における典拠管理や共同作成における大学図書館の現状が憂慮される。

②目録原則の再構築と探索の方策

現在検討されている「国際目録原則覚書草案(フランクフルト原則)」の中心は目録の枠組みの再構築であるが、探索方法など利用者側の立場を取り入れようとするところに新しい方向性が見られる。

情報の探索の方策として、ウェブには全体を探すものとしてサーチエンジンがあり、本にはOPAC、雑誌記事にはデータベースといった個別の探索手段があるが、資料全体に対する単一検索システムの可能性は考えられないだろうか。

2 宮澤彰(国立情報学研究所教授)**①書誌調整の成功と負の側面**

書誌調整という概念は書誌ユーティリティ、民間 MARC が普及したことによって「成功」したものと考えられるが、一方では情報の組織化に携わる人材が減少し、OPAC の有効な使い方がわからない図書館員が増えていることなど、負の側面もある。

典拠コントロールの現状、バーチャル国際典拠ファイルの構築の遅れ、また英語圏を除く国際的な状況を見た場合、必ずしも成功したわけではなく問題を残している。しかし、これらを進めるためには、コストに見合う正当な価値を見出せるかが問題となる。

②メタデータと書誌調整

さらに、メタデータ、ネットワーク情報資源の組織化等で表現される、本を超えた世界で書誌調整が成り立ち得るかが課題である。たとえば、サーチエンジンは大量のメタデータを作成しサービスしているが、データの互換性がなく、メタデータ自体も流通しない。ダブリンコア・イニシアティブのように標準化の動きもあるが、ネットワーク情報資源に関して有効な組織化の手立てについては現在のところ見えていない。

【意見交換】

報告、コメントの後、出席者による意見交換が活発に行われました。ここでは、主に話題となったいくつかの項目について、出席者の発言の概略をまとめて掲載します。各発言については、NDL、公共図書館等の所属機関の種別を付記します。

1 NDL 報告に対する質疑応答

①全国書誌

質問：「日本全国書誌」として、ホームページ版「日本全国書誌」と同様の掲載内容の冊子体を刊行している理由は何か。

回答：「国立国会図書館法」第 7 条に刊行の規定がある。ホームページ版も刊行にあたりと考えるが、当面は冊子体の刊行も継続している (NDL)。

質問：「日本全国書誌」冊子体の刊行はどのように維持されているか。大学では選書ツールとして配布していたが、ホームページ版では選書しにくいのではないか。

回答：国立印刷局から刊行している。また、資料の寄贈者にも当館から送付しているので、ある程度の部数は維持している (NDL)。

意見：大学図書館のスタッフで回覧し、主に非流通本の選書ツールとして利用している (大学図書館)。

②総合目録

質問：国立国会図書館総合目録ネットワークは、平成 6 年度からの電子図書館実証実験事業 (IPA との共同事業) を事業化したものとの説明があったが、全国の図書館を一まとめにする流れを作るものだったのではないか。その後の流れについて、もう少し説明してほしい。

回答：実証実験事業では、貴重書画像のデータベース化と総合目録の構築に取り組んだ。現在、総合目録ネットワーク事業は、都道府県立・政令指定都市立図書館 51 館がデータ提供館と

なり、全データ数が 2,880 万件のデータベースに成長した。平成 16 年度に一部をインターネットでも公開した。大学図書館については、NACSIS-CAT が先行して総合目録を構築しており、国立国会図書館の総合目録は公共図書館を対象としている (NDL)。

2 書誌データ作成の現状と課題

①新しい取り組み

- ・ 早稲田大学図書館では、新規プロジェクトを 2 件動かしている。一つは古典籍のプロジェクトで、江戸期以前の資料のデータ入力を平成 17 年 4 月に開始した。書誌レコードから画像データに直接リンクするようになっており、12 月に公開する (平成 17 年 12 月 14 日公開)。もう一つは OAI-PMH の一環で MIT が提供しているソフトウェア “D Space” によって、学内の教員の成果物 (紀要など) のメタデータの提供を、11 月から開始するものである (平成 17 年 11 月 22 日公開) (大学図書館)。

②図書館システム更新の問題点

- ・ 公共図書館の書誌・所蔵データは、業務システムを更新するごとに「劣化」する傾向がある。システム更新の際に、データの抽出と再投入を行うが、データの受け渡しが非常に困難になっている。データ移行に必要な仕様を作成する技量が乏しくなっている (公共図書館)。
- ・ システム更新にあたり、コンピュータ化についてシステム会社と話ができる職員は育っているが、書誌データの構造等の知識がある職員をどの程度維持できるかどうか不安材料としてある (公共図書館)。

③書誌データの作成方法と品質

- ・ JAPAN/MARC の質は保ちつつ、国立国会図書館と民間セクターとの協力・分担による目録作成の可能性を追求してほしい (大学図書館)。
- ・ 外部の MARC は、検索上の支障がない限り手を入れずにそのまま使用し、行政資料等 MARC データがないものについて独自に書誌を作成している。その結果、同じデータベースの中に民間 MARC、JAPAN/MARC、独自 MARC の仕様の書誌データが共存し、同じシリーズでも巻によって書誌データの見え方が異なるなど、データの整合性が保てない状況がある。その調整の必要性に対し、行政側の理解が得られない (公共図書館)。
- ・ 外部の MARC の活用による業務の効率化というメリットの反面、データを読み取る側である職員の力量の問題が出ている (公共図書館)。
- ・ ネットワーク時代においてこれまでの目録規則が有効かについて話があったが、現在のネット社会の中では、目録は限られた世界の中だけで使われるのではなく、一般ユーザーや著者が、直接検索し、図書館資料を目にする機会が増えている。公共図書館のご意見を聞き、検索機能等の付加も考慮しながら MARC の改訂を行うことを考えている (民間 MARC 作成機関)。

④典拠管理、標準化の課題

- ・ 現在のコンピュータ目録では、典拠がなくても 7~8 割程度検索できる。典拠によって 100% にすることは、元々ハードルが高く難しいところである。現在の NACSIS-CAT の典拠コントロールのように、オプションという形では、努力に見合った効果が得られていないというこ

とではないか。共同分担という形で典拠管理をしていこうとしたことに無理があったと思う。典拠については国立国会図書館との協力が必要ではないか(大学図書館)。

- ・ 日本図書館協会の各委員会で検討されている目録規則・分類表・件名標目表などの書誌調整のツールは、図書館界の共通財産だと思う。ツールの標準化は、図書館の実務担当者が各地域の資料を整理した経験から出される改善要求と、研究者の方々の示す世界の標準的な動向などの方向性との両者が相まって、有効に行われるのが望ましい。しかし、公共図書館の書誌作成に携わる人間は減少し、ツールを標準化する機能に対する責任を誰が担っていくのか、非常に心配である(公共図書館)。
- ・ 県内の図書館に対する責任を負っているとの意識をもち、独自の郷土件名標目表や郷土分類表を作成していた。また、独自のCD-ROMを作成し、県内の市町村図書館を対象に郷土資料のMARCをダウンロードしていただいている。典拠ファイルは購入しているが、館で維持しているデータを上書きされると困るため、郷土資料に関しては完全に分けている(公共図書館)。

⑤個人情報への対応

- ・ 著者の取扱いについては、国立国会図書館と同じような方針を定めており、現在申請中であるプライバシーマークの使用が認定された後、公共図書館等のユーザーに対して発表する予定である。(民間MARC作成機関)。
- ・ 個人情報保護法の施行により、出版社がナーバスになっているケースが目立つ(民間MARC作成機関)。
- ・ 国立国会図書館は個人情報保護法の適用対象外だが、国の図書館として個人情報保護に関して明示的な方針を提示する必要があるという考えから、行政機関等の個人情報保護法に準拠した形で方針を練った(NDL)。

以上、今回の書誌調整連絡会議では、報告および意見交換を通じて、出席者から書誌データに関する状況を出し合うことにより、各種の問題が浮き彫りになりました。最後に、主催者の国立国会図書館から、現状は予想以上に厳しいものがあるが、これからも継続的に協議しながら書誌調整を進めていくとのまとめを行い、会議を終了しました。

(書誌調整課)

個人名標目の選択・形式基準

1 個人名標目付与方針

1-1 対象範囲

この基準は、『日本目録規則 1987年版改訂2版』（以下「NCR2R」）の「第23章 著者標目」および「第24章 件名標目」のうち個人名標目について、当館適用細則を敷衍するものである。

なお、標目付与の対象となる資料は、NCR2R適用対象資料のうち次に示すものである。

和図書、国内刊行洋図書、非図書資料、電子資料、地図資料、音楽録音・映像資料、和古書

1-2 個人情報保護に係る方針

個人情報保護の観点から、目録情報における個人情報の扱いについて方針*を定め、平成17年10月から作成する個人名標目の扱いを一部変更した。

この方針に則して、従来、判明する限りすべての個人名に付記してきた生没年の付記事項についての適用を変更し、標目形における生年、職業・専攻等の付記事項は同名異人の区別に必要な場合のみ付記することとする。

なお、平成17年9月以前に作成した標目形は、原則としてそのまま維持するが、本人から訂正等の申し入れがあった場合には、基本的にこれに応じることとする。

*「目録情報と個人情報について」（『全国書誌通信』No.122（2005.11.30））および当館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/personal.html>>参照

この方針は現存する個人のみを対象としたものである。

1-3 標目形の根拠

標目形は公刊された出版物（以下「公刊資料」）から採用する。

公刊資料とは、目録対象資料*、参考資料、限定したインターネット情報を指し、次のように適用範囲を限定する。

*和古書の一部に非刊行資料があるが、公刊資料とみなす。

- ① 名称、読み、世系、没年、没年と同時に判明した生年
 - ・目録対象資料
 - ・参考資料
 - ・限定したインターネット情報（国立図書館等が作成・提供するデータベース、官公庁、大学等が作成・提供するインターネット情報）
 - ・例外：読みが公刊資料から判明しない場合は、一般のインターネット検索や本人等への問い合わせなどの手段で読みを付与する。また、目録業者が容易に判断できる読みについては、調査を省略して推量読みとすることがある。
 - ・例外：欧文形外国人名の原語形が公刊資料より判明しない場合は、出版者から得た情報の採用も可とする。

- ② 生年、職業・専攻等
 - ・ 目録対象資料
 - ・ 参考資料（記載内容について本人に確認を得た旨明記しているものに限る）
 - ・ 限定したインターネット情報（国立図書館等が作成・提供するデータベース）

1-4 標目訂正の基準

標目訂正は単純な誤りのほか、次の場合に行う。

- ① 本人から訂正または付記事項削除の申し入れがあった場合
- ② 読みが判明せず推量としていたが、異なる読みが公刊資料から判明した場合
- ③ 出版者に問い合わせた取得した読みと異なる読みが公刊資料から判明した場合
- ④ 既出の目録対象資料で判明しなかった韓国・朝鮮人名の母国語読みが目録対象資料から判明した場合
- ⑤ 公刊資料から世系が判明した場合
- ⑥ 公刊資料から没年が判明した場合
- ⑦ 同名異人の識別のため、職業・専攻等のみを付記事項としていたが、公刊資料から生（没）年が判明した場合
- ⑧ 同名異人の識別のため、暫定的付記事項*を付記事項として採用していたが、公刊資料から生（没）年または職業・専攻等が判明した場合

*初出資料の出版年（月）のこと。（3-4「付記事項」⑤参照）

2 個人名標目の選択基準

2-1 対象

個人名を対象とする。また、次の場合も個人名扱いとする。

- ① 個人名の形式を有する共同筆名やグループ名
 - 【例】 標目形：霧島//那智 [若桜木虔、日向彩雲、瑞納美鳳、霧島永人の共同筆名]
- ② 団体名の形式を有する個人名
 - 【例】 標目形：渡辺電機(株) [漫画家の筆名]

2-2 著者標目とする個人名

著作について責任を有すると判断した個人名を著者標目を選択する。具体的には、次の①～⑦の責任表示のうち、一つの責任表示に対して3番目までに含まれる個人名を著者標目とする。

- ① 本タイトルの責任表示
- ② 総合タイトルの表示がない資料で、個々の著作のタイトルが列記されている場合の、個々の著作の責任表示
- ③ 特定の版または付加的版にのみ関係する責任表示
- ④ シリーズに関係する責任表示
- ⑤ 各巻に関係する責任表示
- ⑥ 形態的に2冊以上からなる場合の各冊の責任表示
- ⑦ 和古書における内容細目の責任表示

2-3 著者標目としない個人名

- ① 2-2のうち一つの責任表示に記録されている4番目以降の個人名
- ② 責任表示中の架空の著者（動物、フィクションの登場人物、心霊等）
- ③ 内容細目の責任表示（和古書を除く）
- ④ 責任表示を除く記述中の個人名

2-4 件名標目とする個人名

個人伝記および特定個人に関する資料については、その対象となっている主要な個人名を件名標目とする。その採用は最大3までとする。ただし、人名多数（「列伝」等）の場合など、件名を付与しないことがある。

3 個人名標目の形式基準

例示に使用する記号の意味は次のとおりである。

- ・「△」は、スペースを表す。
- ・「//」は、欧文形外国人名を除く名称の、姓と名の区切りを表す。なおNDL-OPAC等、当館提供のオンライン検索目録では、「,」や「||」と表示する。
- ・「,」は、読みの姓と名の区切り、または欧文形外国人名の名称の姓と名の区切りを表す。
- ・ A ⇒ B
Aが標目の対象となった名称（資料に表示された形等）で、Bはその標目形であることを表す。
- ・ A ← B
Aが標目形であり、BがAの「を見よ」参照形であることを表す。
- ・ A ⇒ B
← C
← D
CとDがBの「を見よ」参照形であることを表す。
- ・ A ⇔ B
AとBが標目形であり、それぞれ「をも見よ」参照の関係であることを表す。
- ・ [] は、例示における説明・解説を表す。
- ・ 標目形に続く () は、付記事項を表す。
- ・ 下線は注意すべき箇所を表す。

なお、標目形のみを例示する場合は「標目形：」の導入句に続けて表す。また、例示について、付記事項、読み、「を見よ」参照形、「をも見よ」参照形のすべてを挙げている訳ではない。

3-1 個人名標目に係る文字の取り扱い

使用する文字セットは、2002年4月から「JIS X 0208:1990」を採用している。ただし、そのうち実際に使用するものは「JIS C 6226-1978」（以下「JIS78」）の範囲内の文字としている。

- ① 漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録するが、楷書以外の書体は楷書体に改める。また江戸期以前の日本人名の場合は旧字を新字にする等、字体の統一を行っている。

- ② かなはそのまま記録するが、変体がなは平がなに改める。
- ③ 欧文形外国人名の大文字の使用法は、当該言語の慣行に従う。
- ④ 欧文形外国人名で使用されるキリル文字・ギリシア文字は、ローマ字表記に翻字する。なお、翻字法は「ALA-LC Romanization Table」に拠る。
 【例】 Ц в е т а е в а , М а р и н а . ⇒ TSvetaeva, Marina.
 【例】 Τ ρ ι φ ι ο δ ω ρ ο σ . ⇒ Triphiodoros.
- ⑤ 中国簡化文字（簡体字）は、日本で使用される漢字に置き換える。中国簡化文字の置き換えは、「中国簡化文字表」（『大漢和辞典』修訂第2版（大修館書店 1989-1990）附録）、『中日辞典』（小学館 1992）を基本ツールとする。
- ⑥ ハングルは、日本で使用される漢字に置き換える。漢字が容易に判明しない場合は、その発音の片かな形に置き換える。
- ⑦ 記号は、単なる区切りの記号と判断した場合は、記号を省いた形を標目形とするか、または別途定める基準に従い置き換える。
 【例】〔個人が記号を含めた名称を主張し、固定して使用する場合は、記号も含めた形を標目形とする〕
 KABA_ちゃん ⇒ KABA_ちゃん
 【例】〔イニシアルにつく記号はピリオドに統一する〕
 ボワイヤン・S_米田 ⇒ ボワイヤン・S_米田
 【例】〔姓と名で文字種が異なる場合は、その区切りの記号を省略する〕
 バーバラ_寺岡 ⇒ バーバラ寺岡
- ⑧ 再現不能の文字（JIS78の範囲外の文字*）は次のように記録する。
 a. 漢字は、意味上・字形上からJIS78内の漢字に置き換えても名称自体を損なうことがないと判断した場合は、その漢字に置き換える。置き換えができない場合は、JIS外字コードを別途設定し、それを文字の代わりに使用する（データに埋め込む）。
 b. 区別的発音符が付いたローマ字（拡張ラテン文字）は、JIS外字コードを別途設定し、それを文字の代わりに使用する（データに埋め込む）。
 c. 記号は、JIS78内に置き換えられる他の記号があれば置き換えるが、省略しても名称自体を損なうことがないと判断した場合は省略する。
 d. ローマ数字はアラビア数字に置き換える。

*JIS78の範囲外の文字については、JAPAN/MARCの標目形および参照形にJIS外字コードを埋め込んでいる。またNDL-OPAC等、当館提供のオンライン検索目録における標目形および参照形は、次のとおり表示する。

- ・漢字：基本的に「=」で表示する。
- ・拡張ラテン文字：区別的発音符を取り除いたローマ字、あるいは「=」で表示する。

なお、この基準における例示については、拡張ラテン文字を使用する際、便宜上その字形をそのままの形で表現している。

3-2 名称と読み

① 名称

名称は公刊資料から採用する。

明治期以降の著者標目は、原則として最初に目録記入を作成するとき、その資料に表示されている形を統一標目とする。件名標目は、参考資料等において多く用いられている形を統一標目とする。ただし、著者、件名とも、同一人が2以上の名称を用いる場合はそれぞれを標目とする。(3-6「「をも見よ」参照」参照)

江戸期以前の個人名標目は、参考資料等において多く用いられている形を統一標目とし、筆名、雅号、通称など、2以上の名称を用いる場合であっても、それぞれを標目としない。(3-2「名称と読み」③-m参照)

中国人名および韓国・朝鮮人名は漢字形を採用する。漢字形が判明しない場合は、かな表記があればそれを採用し、ローマ字表記のみであれば欧文形外国人名扱いとする。(3-7「外国人名」参照)

日本人名、中国人名、韓国・朝鮮人名以外の人名は欧文形外国人名とし、名称は原語形を採用する。(3-7-3「欧文形外国人名」参照) 原語形が公刊資料から判明しない場合は、出版者への問い合わせ等により情報を得る。情報を得ることが不可能な場合は、綴りを推量して標目とする。

② 読み

読みは公刊資料から採用する。公刊資料から判明しない場合は、インターネット検索や本人等への問い合わせなどの手段で読みを付与する。また、目録作業者が容易に判断できる読みについては、調査を省略して推量読みとすることがある。

姓名の形を持つ個人名の読みは、姓と名の間をコンマ「,」で区切って記録し、姓と名から構成されていない個人名の読みは、一語または必要であれば分かち書きで記録する。

名称が英数字・特定の記号*のみで構成される場合は、名称と同一の形を第一の読みとし、ルビがあればルビの読みを第二の読みとして付加する。英字1文字の場合はルビがなくても例外的に片かなの読みを付加する。

また名称に英数字・特定の記号を含む場合は、英数字・特定の記号部分が名称と同一の形を第一の読みとし、その部分にルビがあればルビの読みを第二の読みとして付加する。

中国人名の読みは漢字の日本語読みを採用し、母国語読みが判明した場合は「を見よ」参照とする。(3-7-1「中国人名」参照)

韓国・朝鮮人名の読みは目録対象資料にある母国語読み表記を採用し、目録対象資料に母国語読み表記がない場合は漢字の日本語読みを採用する。母国語読みを採用した場合は漢字の日本語読みを「を見よ」参照とする。(3-7-2「韓国・朝鮮人名」参照)

欧文形外国人名の読みは、名称と同じ原語形の綴りを採用する。拡張ラテン文字を使用した標目は、区別的発音符を取り除いたローマ字を読みとして記録する。(3-7-3「欧米形外国人名」参照)

*特定の記号とは () ' +-&%=. , の10種類を指す。

③ 事例

a. 姓名の形を持つ個人名

【例】森山賢一 ⇒ 森山//賢一
読み：モリヤマ, ケンイチ

b. 姓と名から構成されていない個人名

【例】昭和天皇 ⇒ 昭和天皇
読み：ショウワ△テンノウ

【例】清少納言 ⇒ 清少納言
読み：セイ△ショウナゴン

【例】タモリ ⇒ タモリ
読み：タモリ

c. 世系、生没年あり

【例】標目形：市川//団十郎 (10世 1882-1956)
読み：イチカワ, ダンジュウロウ

d. 英数字のみ、または英数字を含む場合

【例】 [ルビがない]
5・SEASON ⇒ 5・SEASON
読み：5△SEASON

【例】 [ルビがない]
z ⇒ z
読み：z
読み：ゼット
[英字1文字の場合は片かなの読みを付加する]

【例】 [ルビがある]
326 ⇒ 326
読み：326
読み：ミツル
[数字のみとルビ「ミツル」の2とおりの読みを付与する]

【例】 [ルビがある]
山田J太 ⇒ 山田//J太
読み：ヤマダ, Jタ
読み：ヤマダ, ジェイタ
[英字を含む「Jタ」とルビ「ジェイタ」の2とおりの読みを付与する]

e. 平がなのみで構成

【例】いしいひさいち ⇒ いしい//ひさいち
読み：イシイ, ヒサイチ

- ・児童書の著者等、読者対象にあわせた文字種の場合は、漢字形を優先して採用する。

【例】わらべきみか ⇒ 童//公佳
 読み：ワラベ, キミカ
 ← わらべ//きみか

f. 姓名転置形

- ・筆名は転置形のまま採用する。

【例】ヨシ・カシワバラ ⇒ ヨシ・カシワバラ
 読み：ヨシ△カシワバラ

【例】テリー伊藤 ⇒ テリー伊藤
 読み：テリー△イトウ

g. 号を含む名称

- ・号を省略する。号を含む名称は「を見よ」参照とする。

【例】淡々斎千宗室 ⇒ 千//宗室(14世)
 読み：セン, ソウシツ
 ← 淡々斎千宗室

- ・姓のように慣用されている号は姓名の形式とする。

【例】明白庵宋淵 ⇒ 明白庵//宋淵
 読み：メイハクアン, ソウエン

h. 日本姓を含む複合名

- ・本名は姓名の形式とする。倒置形は「を見よ」参照とする。

【例】キャロル・ベック山本 ⇒ 山本//キャロル・ベック
 読み：ヤマモト, キャロル△ベック
 ← キャロル・ベック山本

- ・筆名は表示のままの形式とする。

【例】塚田-城みちる ⇒ 塚田-城//みちる
 読み：ツカダ△-△ジョウ, ミチル

【例】ジャン=ポール・アイカワ ⇒ ジャン=ポール・アイカワ
 読み：ジャン△=△ポール△アイカワ

i. 外国人が日本に帰化した場合および外国人が日本人名を持つ場合

【例】〔帰化名〕

ラモス瑠偉 ⇒ ラモス//瑠偉
 読み：ラモス, ルイ

【例】〔外国人が日本人名を持つ〕

マブソン青眼 ⇒ マブソン青眼
 読み：マブソン△セイガン

〔マブソンは姓ではないことが判明している〕

源ビンロイ ⇒ 源//ビンロイ
 読み：ミナモト, ビンロイ
 ← ゲン, ビン△ロイ

j. 日本人が外国人名を模している場合

- ・表示のままの形式とする。

【例】B.V. ワイズ ⇒ B.V. ワイズ
 読み：B. △V. △ワイズ

【例】メープル・ピンドット ⇒ メープル・ピンドット
 読み：メープル△ピンドット

k. 日系人

- ・姓が漢字または平がなの場合は姓名の形式とする。倒置形は「を見よ」参照とする。

【例】アルベルト湯川 ⇒ 湯川//アルベルト
 読み：ユカワ, アルベルト
 ← アルベルト湯川

【例】マルシア・一枝・西家 ⇒ 西家//マルシア一枝
 読み：ニシイエ, マルシア△カズエ
 ← マルシア一枝・西家

l. 日本人男性と結婚した外国人女性

【例】瓜谷アウロラ ⇒ 瓜谷//アウロラ
 読み：ウリタニ, アウロラ

m. 江戸期以前の個人名

- ・江戸期以前の個人名は、参考資料等において多く用いられている形を統一標目とし、筆名、雅号、通称など2以上の名称を用いる場合であっても、それぞれは標目とせず「を見よ」参照とする。

【例】葛飾北齋 ⇒ 葛飾//北齋
 読み：カツシカ, ホクサイ
 ← 葛飾//北齋
 ← 勝川//春朗
 ← 画狂老人卍

n. おおよそ中世までの個人名で慣用される、姓と名の間の「ノ」の読みは原則として採用しない。

【例】鴨長明 ⇒ 鴨//長明
 読み：カモ, チョウメイ [読み：カモノ, チョウメイは不採用]

【例】千利休 ⇒ 千//利休
 読み：セン, リキウ [読み：センノ, リキウは不採用]

【例外】紀貫之 ⇒ 紀//貫之
 読み：キノ, ツラユキ

【例外】太安麻呂 ⇒ 太//安麻呂

読み：オオノ, ヤスマロ

3-3 同名異人

標目形の名称およびその読みがともに同一である場合の別人は同名異人とする。従って、標目形の名称が同じでも読みが異なれば同名異人とはみなさない。

また、次の①～⑥は、別字として記録するが、同名異人かどうかの判断の場合には同名とみなす。

- ① 新字体・旧字体の関係にある文字
【例】 栄—榮 辺—邊 岳—嶽
- ② JIS C 6226-1978 (JIS-78) と JIS X 0208-1983 (JIS-83) で第一水準と第二水準が入れ替わり、コード番号も入れ替わった文字 (22組ある)
【例】 鯪—鰯 鶯—鶯 檜—檜
- ③ 異体字のうち、1997年以前に当館において字体を統一していた文字 (異体字は原則として別字扱い)
【例】 館—館 辺—邊 淵—淵
- ④ 同一人でも表示が統一されないことがある文字
【例】 己—巳—巳 島—嶋—島 齋—齊
- ⑤ その他、その旧字体と字形が酷似しているために混同する可能性のある文字
【例】 写—寫 (写の旧字は寫) 織—織 (織の旧字は織)
- ⑥ ローマ字の大文字・小文字

【例】 [次のa～cは同名異人の関係である]

標目形 a : 齋藤//実

読み：サイトウ, ミノル [初出は付記事項なし]

標目形 b : 齊藤//実 (1928-)

読み：サイトウ, ミノル [④により標目形 a と同名異人]

標目形 c : 齋藤//實 (1961-)

読み：サイトウ, ミノル [齋は齋の、實は実の旧字なので標目形 a、b と同名異人]

標目形 d : 齋藤//実 (1858-1936)

読み：サイトウ, マコト [読みが異なるので上記3名と同名とはみなさない]

3-4 付記事項

付記事項の有無または違いにより、同名異人を区別する。また、和古書の標目とする個人名については、同名異人の有無にかかわらず、判明した情報を付記事項として記録する。

同名異人は、世系または生没年の付記によって区別する。世系または生没年で区別できないときは、職業・専攻等を付記する。

付記事項とする情報は、公刊資料から採用する。ただし、職業については一般によく用いられている語彙に置き換えることがある。

世系、生没年、職業・専攻等が判明しない場合は、その個人について最初に標目を作成する出版物 (初出資料) の出版年 (月) で代替する。この措置は暫定であり、正規の付記事項 (次の①～④) が判明した時点で修正する。(1-4「標目訂正の基準」参照)

- ① 世系：公刊資料から判明すれば必ず記録する。
- ② 生年：同名異人が存在し、世系による区別ができないときは記録する。没年が判明した場合は、同名異人の有無にかかわらず生没年を記録する。
和古書の著者については、同名異人の有無にかかわらず生年を記録する。生没年が判明しない場合でも、可能な範囲で年代を限定できる語句を記録する。
- ③ 没年：公刊資料から判明すれば必ず記録する。
- ④ 職業・専攻等：同名異人が存在し、①～③で区別できない場合（同一、不明など）に記録する。
- ⑤ 初出資料の出版年（月）：同名異人が存在し、①～④が不明の場合は初出資料の出版年を記録する。出版年が同一の場合は、さらに月を記録する。

【例】〔世系で区別〕

標目形：林家//正蔵（9代目）

標目形：林家//正蔵（8代目 1895-1982）

【例】〔生没年で区別〕

標目形：鈴木//正義

標目形：鈴木//正義（1911-）

標目形：鈴木//正義（1915-1993）

【例】〔同名異人が存在しない場合でも、没年は付記事項とする〕

標目形：今西//章（-2005）

【例】〔和古書における年代の付記〕

標目形：源//雅亮（平安時代後期）

【例】〔職業・専攻等で区別〕

標目形：渡辺//一男

標目形：渡辺//一男（弁護士） [生没年不明のため職業で区別]

【例】〔生年が同じため職業を付記して区別〕

標目形：中村//功（1935-）

標目形：中村//功（1935- 医師）

【例】〔初出資料の出版年で区別〕

標目形：坂本//真一郎

標目形：坂本//真一郎（pub. 2005）

【例】〔初出資料の出版年月で区別（出版年が同じ場合は月も付記する）〕

標目形：佐藤//久美子

標目形：佐藤//久美子（pub. 2005）

標目形：佐藤//久美子（pub. 2005. 12）

標目に採用しない名称、または将来標目となる可能性のある名称は、公刊資料から判明すれば「を見よ」参照とする。

このほか、韓国・朝鮮人名の漢字の日本語読み、目録対象資料中の外国人名の片かな表記など、検索上必要と判断した形式も「を見よ」参照とする。

- ① 読みが同じ、かつ1文字程度の違いで容易に同人とわかる場合

【例】高木//和男 ← 高木//和夫

- ② 異なる字体の場合

【例】渋沢//竜彦 ← 澁澤//龍彦

- ③ 異なる文字種の場合

【例】木村//浩 ← Kimura//Hiroshi

- ④ 号を含む名称

【例】千//宗室 ← 淡々斎千宗室

- ⑤ 日本姓を含む複合名(倒置形)

【例】山本//キャロル・ベック ← キャロル・ベック山本

- ⑥ 旧名

【例】植川//千代 ← 白井//千代

- ⑦ 中国人名の漢字日本語読みに対する母国語読み

【例】林//芳 ← 林//芳
読み：リン, ホウ 読み：リン, ファン
[3-7-1「中国人名」参照]

- ⑧ 韓国・朝鮮人名の母国語読みを標目形に採用した場合の日本語読み

【例】李//恢成 ← 李//恢成
読み：イ, フェソン 読み：リ, カイセイ
[3-7-2「韓国・朝鮮人名」参照]

- ⑨ 原語形標目に対する外国人名片かな形

【例】Kennedy, Bruce△P. ← ケネディ, ブルース・P.
[3-7-3「欧文形外国人名」参照]

3-6 「をも見よ」参照

2以上の名称を用いる場合、それぞれの名称を標目とするときは「をも見よ」参照により関連付ける。それぞれの名称を標目とするのは、号・筆名など2以上の名称を使い分けている場合や、婚姻や襲名による改姓改名などで、それぞれの名称で著作があるときである。ただし、「をも見よ」参照は、公刊資料から判明する場合、または同一人物であることを本人に確認した場合のみとする。

【例】〔筆名の使い分け〕

栗本//薫 ⇔ 中島//梓
色川//武大 ⇔ 阿佐田//哲也 ⇔ 井上//志摩夫

【例】〔婚姻による改名〕

Berrueta, Aurora. ⇔ 瓜谷//アウロラ

【例】〔古典芸能の襲名による改名〕

市川//染五郎 (6世 1942-) ⇔ 松本//幸四郎 (9世 1942-)

3-7 外国人名

3-7-1 中国人名 (漢字形で表されるモンゴル人名、ベトナム人名、チベット人名を含む)

中国人名は統一標目とし、同一人が2以上の名称を用いる場合は、原則として本名 (諱: いみな) を採用する。ただし、字 (あざな) などのほうがよく知られている場合はこちらを採用する。漢字形が判明すれば優先して採用し、読みは漢字の日本語読みとする。

- ① 諱 (いみな) を採用する。

【例】〔諱を標目とし、号を「を見よ」参照とする〕

蘇//軾 ← 蘇//東坡
読み: ソ, ショク 読み: ソ, トウバ

- ② ピンイン等ローマ字表記の母国語読みは「を見よ」参照とする。

【例】張//平 ← Zhang, Ping.
読み: チョウ, ヘイ

- ③ 中国人名の母国語読みは「を見よ」参照とする。

【例】王//輝 ← 王//輝
読み: オウ, キ 読み: ワン, フイ

- ④ 既婚女性で夫の姓を冠している場合は、夫の姓を冠しない形を標目とする。

【例】宋//美齡 ← 蒋宋//美齡
読み: ソウ, ビレイ 読み: ショウ△ソウ, ビレイ
〔夫の姓を冠した形を「を見よ」参照とする〕

- ⑤ 漢字形不明の中国人名はかな形を標目とする。

【例】チャン・リンリン ⇒ チャン//リンリン
読み: チャン, リンリン
← Zhang, Lingling.

- ⑥ ローマ字形しか判明しない場合は欧文形外国人名扱いとする。

【例】Yuan△Chuan△Lee ⇒ Lee, Yuan△Chuan.
〔3-7-3「欧文形外国人名」参照〕

⑦ 漢字表記のモンゴル人名

【例】標目形：楊//海英

読み：ヨウ、カイエイ

⑧ 漢字表記のベトナム人名

【例】標目形：阮//進瀾

読み：ゲン、シンラン

3-7-2 韓国・朝鮮人名

韓国・朝鮮人名は統一標目とし、同一人が2以上の名称を用いる場合は、初出の名称または参考資料等で多く用いられている名称を採用する。

漢字形が判明すれば優先して採用する。

読みは、目録対象資料にある漢字の母国語読み表記を採用する。目録対象資料に母国語読みがない場合は、漢字の日本語読みを採用し、目録対象資料に同一人の母国語読み表記が出現した時点で、母国語読みに訂正する。

① 母国語読みを採用する。

【例】金//達寿 ← 金//達寿

読み：キム、タルス 読み：キン、タツジュ

〔韓国・朝鮮人名の標目に母国語読みを採用した場合、漢字の日本語読みは「を見よ」参照とする〕

② 目録対象資料に母国語読み表記がない場合は漢字の日本語読みを採用する。

【例】標目形：金//洪信

読み：キン、コウシン

〔母国語読みが後の目録対象資料から判明したら、標目訂正し、漢字の日本語読みは「を見よ」参照とする〕

③ 漢字形不明の韓国・朝鮮人名はかな形を標目とする。

【例】チャン・キホン ⇒ チャン//キホン

読み：チャン、キホン

【例】ぱくきょんみ ⇒ ぱく//きょんみ

読み：パク、キョンミ

④ ローマ字形しか判明しない場合は欧文形外国人名扱いとする。

【例】Seo-Hang△Lee ⇒ Lee, Seo-Hang.

〔3-7-3「欧文形外国人名」参照〕

3-7-3 欧文形外国人名

欧文形外国人名の標目は目録対象資料中の表示にかかわらず原語形を採用し、米国議会図書館(以下「LC」)典拠レコードの標目形を最優先とする。ただし、LC典拠レコードの標目形がイニシアル形と展開形からなる場合は、展開形のみ採用し、イニシアル形を「を見よ」参照とする。

読みは、名称と同じ原語形の綴りを採用する。拡張ラテン文字を使用した標目は、区別的発音

符を取り除いたローマ字を読みとして記録する。

また、原語形標目に対する片かな形は標目に採用せず、「を見よ」参照とする。

【例】LC 典拠レコードの標目形 : Millard, A. R. (Alan Ralph)

採用する標目形 : Millard, Alan△Ralph.

← Millard, A. R.

【例】ウィリアム・S. ディール ⇒ Deal, William△S.

← ディール, ウィリアム・S.

【例】標目形 : Thierry, Raphaël.

読み : Thierry, Raphael.

LC 典拠ファイルに標目がない場合は、各言語の習慣を考慮し、形式を決定する。

① 姓名の原語形を採用する。

姓名の形を持つ個人名は姓名の順とし、コンマ「,」で区切って記録する。

【例】ボビー・アン・メイソン ⇒ Mason, Bobbie△Ann.

← メイソン, ボビー・アン

② 外国人男性と結婚した日本人女性の名称は、欧文形外国人名扱いとし、漢字形またはかな形は「を見よ」参照とする。

【例】マークス寿子 ⇒ Marks, Toshiko.

← マークス//寿子

【例】クーデンホーフ光子 ⇒ Coudenhove-Kalergi, Mitsuko.

← クーデンホーフ//光子

③ 姓が片かなまたはローマ字で表示されている日系人の名称は、欧文形外国人名扱いとし、原語形に対する片かな形は「を見よ」参照とする。

【例】イサム・ノグチ ⇒ Noguchi, Isamu.

← ノグチ, イサム

④ 古代ギリシア人は、LC 典拠レコードの標目形よりもギリシア語形（ローマ字形に翻字したもの）を優先して採用する。

【例】Eunapios. [ギリシア語] ← Eunapius. [LC 典拠レコード (ラテン語)]

【例】Galenos. [ギリシア語] ← Galen. [LC 典拠レコード (英語)]

← Galenus. [ラテン語]

ただし「National Union Catalog」を根拠とした標目はラテン語形を採用している。

【例】Plato. [ラテン語] ← Platon. [ギリシア語]

【例】Homerus. [ラテン語] ← Homer. [英語]

← Homeros. [ギリシア語]

⑤ 前置語（冠詞、前置詞等）は個人の常用する言語や居住する国の習慣に従って取り扱う。

前置語の扱いについては、次のとおりである。

a. 英語

- ・前置語から記録する。

【例】メアリ・ド・モーガン ⇒ De△Morgan, Mary.
← ド・モーガン, メアリ

b. フランス語

- ・前置詞のみならば、前置詞を名の後に置き、姓から記録する。

【例】T.-A. ドービニエ ⇒ Aubigné, Théodore△Agrippa△d'.
← ドービニエ, T.-A.

- ・前置語が冠詞を伴った前置詞からなるときは、前置詞を名の後に置き、冠詞から記録する。

【例】ジャン・ド・ラ・フォンテーヌ ⇒ La△Fontaine, Jean△de.
← ラ・フォンテーヌ, ジャン・ド

- ・前置語が冠詞のときは、前置語から記録する。

【例】ギュスターヴ・ル・ボン ⇒ Le△Bon, Gustave.
← ル・ボン, ギュスターヴ

c. ドイツ語

- ・前置語が前置詞のみのとき、または冠詞を伴った前置詞からなるときは、前置語を名の後に置き、姓から記録する。

【例】ヨーハン・ヴォルフガング・フォン・ゲーテ ⇒ Goethe, Johann△Wolfgang△von.
← ゲーテ, ヨーハン・ヴォルフガング・フォン

d. スペイン語

- ・前置語を名のあとに置き、姓から記録する。

【例】インカ・ガルシラーソ・デ・ラ・ベーガ ⇒ Vega, Garcilaso△de△la.
← ベーガ, インカ・ガルシラーソ・デ・ラ

e. イタリア語

- ・現代の名前は、前置語から記録する。

【例】アレッサンドロ・デル・ピエロ ⇒ Del△Piero, Alessandro.
← デル・ピエロ, アレッサンドロ

f. ポルトガル語

- ・前置語は名のあとに置き、姓から記録する。

【例】ヴィトール・パヴァオン・ドス・サントス ⇒ Santos, Vitor△Pavão△dos.
← サントス, ヴィトール・パヴァオン・ドス

g. アフリカーンズ語

- ・前置語から記録する

【例】ローレンス・バン・デル・ポスト ⇒ Van△der△Post, Laurens.
 ← バン・デル・ポスト, ローレンス

⑥ 複合姓は、個人が常用する形または慣用する形を標目とする。婚姻により生じた複合姓は個人が所属する国の言語習慣による形を採用する。

a. 個人が常用する形または慣用する形

【例】ロイド・ジョージ ⇒ Lloyd△George, David.
 ← ロイド・ジョージ

【例】ヨゼフ・ミュラー=ブロックマン ⇒ Müller-Brockmann, Josef.
 ← ミュラー=ブロックマン, ヨゼフ

b. イタリア、あるいはフランス系では「姓△旧姓, 名」

【例】リリアーナ・トレヴェス・アルカライ ⇒ Treves△Alcalay, Liliana.
 ← トレヴェス・アルカライ, リリアーナ

【例】タカコ・半沢・メロジー ⇒ Melosi△Hanzawa, Takako.
 ← タカコ・半沢・メロジー

c. オランダ系では「姓-旧姓, 名」

(慣習として、女性は結婚すると夫の姓に結婚前の姓をハイフンでつけ加える)

【例】Mariska△Heijmans-van△Bruggen ⇒ Heijmans-van△Bruggen, Mariska.

【例】フォス美弥子 ⇒ Vos-Kobayashi, Miyako.
 ← フォス//美弥子

d. アメリカ、イギリス系では「姓, 名△旧姓」

【例】アン・ラドクリフ ⇒ Radcliffe, Ann△Ward.
 ← ラドクリフ, アン

【例】篠田ユール洋子 ⇒ Yuile, Yoko△Shinoda.
 ← 篠田ユール//洋子

⑦ 敬称、称号、学位、職業上の肩書等 (Sir、Jr.、Mrs.、Dr. など) は採用しない。

【例】Dr.Harry△Smith ⇒ Smith, Harry.

ただし、夫の姓名しか判明しない等、識別上必要な場合は敬称等を含めた形を採用する。

【例】チャールズ・E. カウマン夫人 ⇒ Cowman, Charles△E., Mrs.
 ← チャールズ・E. カウマン夫人

[カウマン夫人//チャールズ・E. とはしない]

⑧ ローマ字表記しか判明しない中国人名、韓国・朝鮮人名は欧文形外国人名扱いとする。

【例】Chenming△Hu ⇒ Hu, Chenming. [中国人]

【例】Kwang-Heui△Park ⇒ Park, Kwang-Heui. [韓国・朝鮮人]

JAPAN/MARC データにおける ISBN13 桁化への 対応について

平成 16 年 (2004 年) 10 月の ISBN 国際年次総会において、ISBN (国際標準図書番号) の規格を現行の 10 桁から 13 桁に改訂し、平成 19 年 (2007 年) 1 月から全面的に適用することが決議されました。

この決議を受けて、日本出版インフラセンターは「改定 ISBN ガイドライン」
<<http://www.isbn-center.jp/whatsnew/kikaku.html>> (2006-3-6 現在) を公表し、平成 19 年 1 月以降に刊行する新刊本・重版本には 13 桁 ISBN を表示することや、既刊本 (在庫本) の 10 桁 ISBN についても可及的速やかに 13 桁に置き換えること、ISBN 国際本部が推奨する経過措置 (10 桁と 13 桁の併記) は行わないことなどを、方針として掲げています。

一方、実際には平成 18 年 (2006 年) 12 月以前であっても、13 桁 ISBN を表示した資料が刊行される可能性があります。

当館では、こうした状況をふまえ、JAPAN/MARC(M)および(S) (以下「J/M」という) の収載書誌データにおいて、ISBN を以下の方針に従って記録することとします。

(1) 平成 18 年 3 月末までに作成するデータについて

13 桁 ISBN に対応した J/M の改訂フォーマット (2006 フォーマット) がリリースされるのは平成 18 年 4 月です。それまでの期間 (平成 18 年 3 月末まで) は、資料に表記された 13 桁 ISBN は記録せず、正規の 10 桁 ISBN を調査し、そのみを J/M データに記録します。

(2) 平成 18 年 4 月以降に作成するデータについて

平成 18 年 4 月以降は、資料に表記されている ISBN はそのまま記録します。

すなわち、資料に 13 桁 ISBN だけ表記されている場合は 13 桁 ISBN のみ、10 桁 ISBN だけ表記されている場合は 10 桁 ISBN のみを記録します。

ただし例外として、平成 18 年 4 月から 12 月までの期間は、資料に 13 桁 ISBN だけが表記されている場合、10 桁 ISBN を併せて記録することとします。

なお、10 桁 ISBN であっても 13 桁 ISBN であっても、チェックデジット等の誤りがあった場合は、誤 ISBN として J/M フィールド 010\$Z (2006 フォーマットにて新設) に記録します。

(3) 13 桁 ISBN の遡及的追記について

平成 18 年 3 月末までに作成したデータについては、13 桁 ISBN の遡及的な追記は、原則として行いません。

(書誌調整課)

日本全国書誌・JAPAN/MARC 統計

(単位:件)

日本全国書誌収録件数 2005年1～50号(通号2510～2559号)

収録総件数			158,611
1号平均			3,172
1～50号 部編別内訳			
図書の部	124,257	逐次刊行物の部	3,107
官公庁出版物	12,334	視覚障害者用資料の部	285
民間出版物	83,098	電子出版物の部	2,940
児童図書	6,605	地図の部	6,955
国内刊行欧文図書	1,831	音楽録音・映像資料の部	21,030
その他の図書	19,951	国内刊行アジア言語資料の部	37
非図書資料	438		

J/M(M)収録件数 2005年1～50号(通号2510～2559号)

収録総件数	209,719*
1号平均	4,194
J P 番号	20706163～20937037

*音楽録音・映像資料にJP番号を付与しているが、J/M(M)に収録していないため(平成18年4月からは収録の予定)、J/M(M)収録総件数と実際のJP番号付与データ件数には差があります。

J/M(S)収録件数 2005年12月末現在

累積総件数	126,810
-------	----------------

J/M(A)収録件数 2005年12月末現在

累積総件数	745,697
-------	----------------

雑誌 JOURNAL MAGAZINE 全国書誌

雑誌名	発行元	発行日	発行頻度
...
...
...
...
...
...
...
...
...

...	...
...	...
...	...

...	...
...	...

問い合わせ先

国立国会図書館
書誌部書誌調整課総括係

(ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>)

電話 03 (3581) 2331 内線 (25111)

全国書誌通信 (不定期刊)

No.123 2006年3月31日発行

編集・発行 国立国会図書館書誌部書誌調整課
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

*この刊行物は再生紙を使用しております